

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営環境の急速な変化やコンプライアンスの重要性が増大する中、企業価値を最大化するためにコーポレート・ガバナンスの主題を「経営の効率化」及び「監督機能の強化」とするとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題の一つと捉えており、今後も環境の変化に対応しつつ企業価値の最大化に資するため、コーポレート・ガバナンスの充実に臨んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4】

当社では、人材、働き方、雇用における多様性の確保の重要性を認識しており、ジェンダー、国籍、採用ルートに制限を設けることなく必要な人材を積極的に採用することとしており、女性従業員は、全従業員の31%、管理職では13%となっております。外国人従業員については、グループ全体では38%となっております。(2024年3月31日現在)

現在、女性従業員については、相対的に若い社員が多いため、中核人事への登用は今後進むものと考えておりますが、外国人の登用については、海外子会社を中心に進んでおります。

以上のとおり、当社はこれまでも多様な働き方ができる制度の導入等を行ってまいりましたが、今後も女性・外国人比率の向上など人材における更なる多様性を確保するため、引き続き人材育成や環境整備に努めております。

このような背景から、現時点においては、中核人材の登用等における多様性の確保に関する具体的な目標設定は行っておりませんが、今後、取組みを推進する中で具体的な目標値についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、純投資目的以外で保有する株式の保有については、投資対象会社との業務提携、情報共有等により、当社の事業におけるシナジー効果が期待されると認められた場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としており、投資の可否は取締役会に諮ることとし、当該方針に合致しない場合に保有しないこととしております。

また、政策保有株式に係る議決権行使については、議案の内容が当社の保有方針に沿っているか、株主価値の向上が期待できるか等を勘案したうえで、賛否の判断を行うことを基本としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の利益相反取引等については、取締役会での審議・決議を要することとし、取引条件やその決定方法は有価証券報告書等で開示いたします。

【補充原則2-4】

当社では、人材、働き方、雇用における多様性の確保の重要性を認識しており、ジェンダー、国籍、採用ルートに制限を設けることなく必要な人材を積極的に採用することとしており、女性従業員は、全従業員の31%、管理職では13%となっております。外国人従業員については、グループ全体では38%となっております。(2024年3月31日現在)

現在、女性従業員については、相対的に若い社員が多いため、中核人事への登用は今後進むものと考えておりますが、外国人の登用については、海外子会社を中心に進んでおります。

以上のとおり、当社はこれまでも多様な働き方ができる制度の導入等を行ってまいりましたが、今後も女性・外国人比率の向上など人材における更なる多様性を確保するため、引き続き人材育成や環境整備に努めております。

このような背景から、現時点においては、中核人材の登用等における多様性の確保に関する具体的な目標設定は行っておりませんが、今後、取組みを推進する中で具体的な目標値についても検討してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成のため確定拠出年金を導入し、JISA総合型確定拠出年金に加入しております。従業員の安定的な資産形成に資するよう、運用機関・運用商品の選定や資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 経営理念、中長期ビジョン等はホームページに開示しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本方針及びコーポレートガバナンス報告書をホームページで開示しております。

() コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書において、取締役の報酬等の決定に関する基本方針を開示しております。

() 取締役候補者(監査等委員を除く)および監査等委員である取締役候補者を選任するにあたっては、性別・学歴等に関係なく、当社の企業価値向上に資する優れた知見と豊富な経験、そして高い倫理観を有する人物とし、取締役会で候補者を決定しています。また、求める選任基準に合致していない場合には解任することとしております。

() 取締役(監査等委員を除く)および監査等委員である取締役の選解任理由等については、株主総会招集通知に記載し開示しております。

【補充原則4 - 1】

当社では、経営における意思決定・監督を行う取締役会と、取締役会の決定に基づき業務執行を行う経営会議を設けております。取締役会は、経営の方向性や戦略の議論に重点を置くこととし、業務執行に係る重要な事項の意思決定は経営執行役員等で構成する経営会議にて行うこととしており、経営会議では各部門の現況の報告や情報交換等も行ってまいります。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選定にあたっては、会社法及び東京証券取引所が定める基準に加え、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」に従い選任しており、取締役8名のうち4名が独立社外取締役となっております。

また、独立社外取締役の選定にあたっては、企業経営に関する経験や知見に加え、取締役会における建設的な検討に貢献し、取締役会を活性化できる資質を持った人物を選定するようしております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役の員数を12名以内（うち、監査等委員である取締役の員数は4名以内）と定款に定めております。取締役会においては、多様な意見に基づく十分な審議と合理的な意思決定を行う事ができるよう、取締役の知識・経験・能力をスキル・マトリックスとして一覧化し、取締役会全体としてのバランスを検討したうえで、取締役には国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。

また、取締役会として独立社外取締役を選任する際には、知識・経験・能力を重視するとともに、他社での経営経験等も考慮し、指名・報酬委員会での審議のうえ選任することとしております。

スキルマトリックス掲載場所 (株主総会招集通知)

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS04421/37cd4509/68a2/43e4/955a/990222972659/140120240531516568.pdf>

【補充原則4 - 11】

社外役員の他社での兼任状況は定時株主総会の事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて毎年開示しております。

現在、監査等委員以外の取締役については、他社の役員を兼任している者はおらず、取締役の業務には支障がない体制となっております。

また、監査等委員である取締役については、社外取締役1名が他社の役員を兼任しておりますが、常勤監査等委員は他社の役員は兼任しておらず、監査等委員の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の実効性について、全取締役（監査等委員を含む）に対してアンケートを実施し、その内容について分析・評価を行うこととしております。なお、公正性・客観性を担保するため、自己評価アンケートの設計及びその分析・評価に当たり外部機関を活用いたしました。評価初年度となる本年度における実施状況は以下のとおりです。

1. 分析、評価結果の概要

取締役会の構成・運営、経営・事業戦略、企業リスクとリスク管理、業績モニタリングと経営陣の評価等、株主等との対話を評価対象項目として行ったアンケートの結果、概ね適切な運営が行われており、直近の経営課題について自由闊達に議論されていること、経営陣の報酬体系はバランスの取れた設計になっていること、取締役会のメンバー構成等については必要な知識、能力、経験が確保された適正な構成であることなどを確認いたしました。

以上から、当社取締役会は、取締役会の監督機能が発揮され、実効性が確保出来ていると評価しておりますが、更なる実効性確保に向け、今後の課題についても認識いたしました。

2. 今後の課題と対応

評価結果を踏まえ、取締役会における議論の更なる充実に向けた取り組み、経営トップを含めた取締役の後継者計画に対する議論、重要な戦略等のモニタリング、資本コストを意識した経営などについて議論を深めていく必要性を確認しました。取締役会の更なる実効性向上に向けて、引き続き改善を図ってまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主や投資家に対しては、決算説明会を定期的に開催しており、説明会にお越しになれない株主・投資家に対してはホームページに資料を掲載することにより、当社への理解を深めて頂くよう配慮しております。

また、機関投資家に対しては、定期的に個別にミーティングを実施しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、資本コストを概ね10%程度と捉えており、これを上回る自己資本当期純利益率(ROE)を目標とし、収益性・資本効率・キャッシュフローの向上による持続的な企業価値の向上を目指しております。

2026年3月期を最終年度とする中期経営計画では、売上高、営業利益・ROEについて以下の目標を定めて臨んでおります。

2026年3月期 定量目標

売上高 160億円、営業利益 17.5億円、ROE 14%以上

中期経営計画の詳細は、以下URLより当社ウェブサイト掲載資料をご参照ください。

<https://www.tecnos.co.jp/ir/management/mid-term/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
徳平 正憲	1,968,000	10.25

株式会社NS	912,000	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	827,700	4.31
山口 幸平	720,000	3.75
テクノスジャパン従業員持株会	330,700	1.72
ビジネスエンジニアリング株式会社	308,700	1.60
千葉 孝紀	252,000	1.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	248,600	1.29
JPMorgan証券株式会社	229,243	1.19
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	228,300	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
太田 知子	その他													
岡 浩治	他の会社の出身者													
大嶋 義孝	他の会社の出身者													
三好 林太郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 知子			中村合同特許法律事務所 弁理士	経済産業省での豊富な経験と弁理士として高い見識を有しており、経営全般に対し適切な助言や監督を行うなど、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けることを期待しており、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断し社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。
岡 浩治			該当事項なし	長年にわたり社会基盤を中心としたシステムソリューションに多くの知見を蓄えており、また、経営者の視点より様々な改革に取り組んでおります。これらの豊富な経験と見識を踏まえ、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けることを期待しており、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断したためであります。 また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。

大嶋 義孝		コンサルティング大嶋 所長 株式会社ドリーム神戸 代表取締役社長	大手製造業で執行役員として情報システム部長、財務部長を務めるなどを歴任するなど、業務にも精通し、豊富な経験と幅広い知見を有してことなどから、専門的かつ中立的な立場から当社の経営を監視いただくため監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。
三好 林太郎		該当事項なし	グローバルエレクトロニクス企業において経営企画に係る要職やCFOを歴任するなど、豊富な経験と見識に基づき、専門的かつ中立的な立場から当社の経営を監視いただくため監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現状、監査等委員会の職務を補助すべき特定の使用人等は配置しておりませんが、監査等委員会が補助を求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置し、指揮権は監査等委員会に移譲することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査室と監査予定や監査内容等について連携し、取締役の業務執行、ならびに当社及び子会社の業務や財政状態を監査しております。

また、会計監査人とは、監査契約や監査計画等について意見交換を行うほか、随時会合の場を設けて情報の共有を図り、より実効性の高い監査を実施できる体制にしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役
------------------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

取締役等の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。委員会では、主に取締役等の選任及び解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他委員会が取締役の指名・報酬に関して認めた事項について審議し、その結果を取締役会へ答申することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の要件を満たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、業績目標の達成及び企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておらず、取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により報酬額を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員が協議の上決定しております。

当社の役員報酬等の額及びその算定方法並びに個人別の報酬については、取締役会の諮問機関である独立した指名・報酬委員会、2021年5月に報酬制度の概要、取締役の固定報酬と業務役割報酬の体系について決定し、それに基づき2021年7月に具体的な個人別報酬を審議し、取締役会で決定いたしました。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員の協議により決定することといたします。

<概要および基本方針>

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要な事項と位置付け、以下の基本方針により社外取締役を委員長とする取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会において取締役の報酬について審議し、各取締役の報酬の額は、指名・報酬委員会の答申に基づき、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定することといたします。

基本方針

- ・テクノスグループのミッション、ビジョンを实践する優秀な人材を登用できる報酬であること。
- ・持続的な企業価値の向上を動機づけるものである報酬体系であること。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、公平性、透明性および合理性の高い報酬体系と決定プロセスであること。

<報酬の水準>

当社の役員報酬の水準は、当社の経営環境および外部データによる水準を調査・分析したうえで、基本方針に基づき設定することといたします。

<報酬の構成>

報酬の構成は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）については、役割と責任に応じた固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬としての金銭報酬と株式報酬で構成することといたします。なお、その比率については、業績連動報酬が業績により大きく変動することから、具体的な割合は定めておりません。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成いたします。

<業績連動報酬 金銭報酬>

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び経営執行役員の企業価値・業績向上に対する意識を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び経営執行役員に対し、短期の業績連動報酬として賞与を支給することとし、その算定方法等は次のとおりといたします。

業績連動報酬の算定方法

1. 評価対象とする業績指標は、適時開示対象項目のうち連結経常利益とします。この指標は当社が業績指標として重視しており、これを達成するために設定しております。
2. 業績連動報酬は、実績が当初計画（決算短信における連結業績予想発表値）を30百万円以上超過する場合に実施することとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益が当初計画の一定割合に達しない場合は除きます。
3. 配分原資は、超過額の1/3を上限とします。
4. 各取締役及び経営執行役員に対する業績連動給与額の配分比率は、原資を各取締役・経営執行役員の基本報酬月額比率で配分することとし、見込み額を役員賞与引当金として計上することとします。

<業績連動報酬 株式報酬>

当社は、基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬は第28期同様とし、株式報酬については株式報酬型ストックオプションに代えて、第29期以降については、新たに業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

[本制度の概要]

本制度は、対象取締役に対し、当社の取締役会で定めた期間の業績目標達成度に応じて当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与するものであり、評価期間終了後に新株式の発行又は自己株式の処分により当社株式を交付いたします。なお、下記に定める報酬等の内容、算定方法が適正であることについては、任意の指名・報酬委員会に諮問し、適正である旨の回答を得ております。

[第29期に係る本制度の内容]

第29期においては、中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）における達成目標を踏まえたインセンティブとして、2022年5月13日開催の取締役会において本制度の内容を次のとおり決めました。

(a) 評価期間

当社の中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の対象期間である2022年4月1日から2025年3月31日までの期間（以下「評価期間」といいます。）とします。なお、取締役会の決定により、評価期間の途中で新たに取締役に就任した者も対象取締役に加えることができるものとします。

(b) 株式の交付の条件

当社は、対象取締役に対し、対象取締役が評価期間中継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、評価期間終了後に、評価期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式を交付します。ただし、評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任した対象取締役は取締役に就任した日から、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した対象取締役は当該退任した日まで、継続して当社の取締役の地位にあることを条件とします。なお、対象取締役が本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける前に死亡した場合には、対象取締役は、本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を取得せず、又は株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を喪失します。

(c) 交付する当社株式の数の算定方法

本制度に基づき対象取締役に交付する当社株式の数（以下「最終交付株式数」といいます。）は、下記「最終交付株式数の算定方法」のとおり算定します。

(d) 当社株式の交付時期

本制度に基づく当社株式の交付は、評価期間の最終日を含む事業年度が終了した後当該事業年度に係る計算書類の内容が会社法の規定に基づき定時株主総会へ報告される日（以下「権利確定日」といいます。）から2か月以内に行います。

(e) 当社株式の交付方法

本制度に基づく当社株式の交付は、権利確定日から1か月以内に行われる取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）に基づき、取

締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要しない方法で行います。

(f) 組織再編等が行われた場合

交付取締役会決議前に次の(ア)ないし(カ)に掲げる事項(以下「組織再編等」といいます。)が当社の株主総会(ただし、(イ)において当社の株主総会による承認を要さない場合及び(カ)においては、当社の取締役会)で承認(当該承認の日を、以下「組織再編等承認日」といいます。)された場合(ただし、次の(ア)ないし(カ)に定める日が本制度に基づく株式の交付の完了より前に到来することが予定されているときに限ります。)、当社は、最終交付株式数の株式に代えて、対象取締役に対し、下記「組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法」により算出された金額の金銭を支給します。かかる金銭の支給は、組織再編等承認日から20日以内に行われるものとします。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約

合併の効力発生日

(イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。)

会社分割の効力発生日

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画

株式交換又は株式移転の効力発生日

(エ) 株式の併合(当該株式の併合により対象取締役に関する基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。)

株式交換又は株式移転の効力発生日

(オ) 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得

会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(カ) 当社株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。)

会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

〔最終交付株式数の算定方法〕

次の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定します。

最終交付株式数(1、2、3、4) = (a)基準交付株式数 × (b)株式交付割合 × (c)在任期間比率

- 1 計算の結果、100株未満の端数(小数点も含まず。)が生じた場合には、これを切り上げます。
- 2 当社株式の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、最終交付株式数を併合・分割の比率を乗じて調整します。
- 3 対象取締役に交付する当社株式の総数が年間80,000株を超える場合又は対象取締役に交付する当社株式に係る報酬額の総額が年額75,000,000円を超える場合には、各対象取締役の最終交付株式数を按分比例により各上限を超えないよう減少させます。
- 4 個人別の交付株式数の上限及び報酬額の上限は次のとおりとし、計算の結果これを超過する場合には、最終交付株式数は交付株式数の上限数、支給する報酬額は報酬額の上限金額とします。なお、必要がある場合には上記3の調整を行います。

役位	交付株式数の上限数	報酬額の上限金額
代表取締役	13,200株	18,300,000円
代表取締役以外の取締役	10,200株	14,175,000円

(a) 基準交付株式数

各対象取締役に係る基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、以下のとおりとします。

役位	基準交付株式数
代表取締役	11,000株
代表取締役以外の取締役	8,500株

(b) 株式交付割合

株式交付割合は、連結営業利益を用いるもの(以下「指標A」といいます。)、連結ROEを用いるもの(以下「指標B」といいます。)、及び親会社の株主に帰属する当期純利益を用いるもの(以下「指標C」といいます。))の3種類の指標を用いて、以下の計算式により算出する割合とします。

(指標Aに係る支給率 + 指標Bに係る支給率 + 指標Cに係る支給率) ÷ 3

なお、第29期の本制度においては、各指標の目標値を以下のとおり設定し、これをもとに株式交付割合を定めております。

指標の種類	目標値(連結)
連結営業利益	13億円
連結ROE	14%
親会社株主に帰属する当期純利益	30億円

(2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期の合計額)

指標A

指標Aは、評価期間の最終日を含む事業年度(2025年3月期)に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載される連結営業利益(以下、単に「連結営業利益」といいます。)とします。指標Aの支給率は、連結営業利益に応じて、次のとおりとします。

連結営業利益	支給率
10億4千万円以下の場合	0%
10億4千万円超11億7千万円以下の場合	80%
11億7千万円超13億円以下の場合	90%
13億円超14億3千万円以下の場合	100%
14億3千万円超15億6千万円以下の場合	110%
15億6千万円超の場合	120%

指標B

指標Bは、評価期間の最終日を含む事業年度(2025年3月期)に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づき算出される連結ROE() (以下、単に「連結ROE」といいます。)とします。指標Bの支給率は、連結ROEに応じて、次のとおりとします。

連結ROE	支給率
11.2%以下の場合	0%
11.2%超12.6%以下の場合	80%
12.6%超14.0%以下の場合	90%
14.0%超15.4%以下の場合	100%
15.4%超16.8%以下の場合	110%
16.8%超の場合	120%

() 連結ROEは、以下の式により算定されます。

$$\text{連結ROE} = (\text{親会社株主に帰属する当期純利益} \div ((\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2)) \times 100$$

$$\text{自己資本} = \text{純資産合計} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分}$$

指標C

指標Cは、評価期間に含まれる各事業年度(2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期)に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載の親会社の株主に帰属する当期純利益の合計額(以下単に、「親会社の株主に帰属する当期純利益」といいます。)とします。指標Cの支給率は、親会社の株主に帰属する当期純利益に応じて、次のとおりとします。

親会社の株主に帰属する当期純利益	支給率
24億円以下の場合	0%
24億円超27億円以下の場合	80%
27億円超30億円以下の場合	90%
30億円超33億円以下の場合	100%
33億円超36億円以下の場合	110%
36億円超の場合	120%

(c) 在任期間比率

$$\text{在任期間比率} = \text{在任月数} \div 36$$

在任月数は、評価期間中に対象取締役が当社の取締役として在任した月の合計数をいいます。

ただし、(ア)評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任したことにより対象取締役に加えられた者については、就任した月の初めから在任したのものとして在任期間比率を算定します。また、(イ)評価期間の途中で当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した対象取締役については、退任した月の末日まで在任したものとして在任期間比率を算定します。

[組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法]

組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法は以下のとおりとします。

組織再編等の場合の支給金額(1、2、3、4) = (a)基準交付株式数 × (b)対象期間比率 × (c)基準株価

1 計算の結果、1円未満の数が生じる場合、これを切り上げます。

2 当社株式の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて調整されます。

3 対象取締役に支給する金銭の総額が、年額75,000,000円を超える場合には、各対象取締役に対する支給金額を按分比例により当該上限を超えないように減少させます。

4 個人別の報酬額の上限は次のとおりとし、計算の結果これを超過する場合には、支給する報酬額は報酬額の上限金額とします。なお、必要がある場合には上記 3の調整を行います。

役位	報酬額の上限金額
代表取締役	18,300,000円
代表取締役以外の取締役	14,175,000円

(a) 基準交付株式数

各対象取締役に係る基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、以下のとおりとします。

役位	基準交付株式数
代表取締役	11,000株
代表取締役以外の取締役	8,500株

(b) 対象期間比率

$$\text{対象期間比率} = \text{組織再編等までの月数} \div 36$$

組織再編等までの月数は、評価期間開始日の含まれる月(評価期間の途中で当社の取締役に就任した対象取締役については、当社の取締役に就任した日が含まれる月)から組織再編等承認日が含まれる月までの月数の合計数をいい、組織再編等承認日又は新たに取締役に就任した日が月の途中の場合でも当該月は1か月として計算します。

(c) 基準株価

基準株価は、組織再編等承認日の東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

[第30期に係る本制度の内容]

第30期においては、新たに見直しを行った中期経営計画(2024年3月期～2026年3月期)における達成目標を踏まえたインセンティブとして、2023年6月23日開催の取締役会において本制度の内容を次のとおり定めました。

(a) 評価期間

当社の中期経営計画(2024年3月期～2026年3月期)の対象期間である2023年4月1日から2026年3月31日までの期間(以下「評価期間」といいます。)とします。なお、取締役会の決定により、評価期間の途中で新たに取締役に就任した者も対象取締役に加えることができるものとします。

(b) 株式の交付の条件

当社は、対象取締役に對し、対象取締役が評価期間中繼續して当社の取締役の地位にあることを条件として、評価期間終了後に、評価期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式を交付します。ただし、評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任した対象取締役は取締役に就任した日から、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した対象取締役は当該退任した日まで、繼續して当社の取締役の地位にあることを条件とします。なお、対象取締役が本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける前に死亡した場合には、対象取締役は、本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を取得せず、又は株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を喪失します。

(c) 交付する当社株式の数の算定方法

本制度に基づき対象取締役に交付する当社株式の数(以下「最終交付株式数」といいます。)は、下記「最終交付株式数の算定方法」のとおり算定します。

(d) 当社株式の交付時期

本制度に基づく当社株式の交付は、評価期間の最終日を含む事業年度が終了した後当該事業年度に係る計算書類の内容が会社法の規定に基づき定時株主総会へ報告される日(以下「権利確定日」といいます。)から2か月以内に行います。

(e) 当社株式の交付方法

本制度に基づく当社株式の交付は、権利確定日から1か月以内に行われる取締役会決議(以下「交付取締役会決議」といいます。)に基づき、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要しない方法で行います。

(f) 組織再編等が行われた場合

交付取締役会決議前に次の(ア)ないし(カ)に掲げる事項(以下「組織再編等」といいます。)が当社の株主総会(ただし、(イ)において当社の株主総会による承認を要さない場合及び(カ)においては、当社の取締役会で承認(当該承認の日を、以下「組織再編等承認日」といいます。)された場合(ただし、次の(ア)ないし(カ)に定める日が本制度に基づく株式の交付の完了より前に到来することが予定されているときに限ります。)、当社は、最終交付株式数の株式に代えて、対象取締役に對し、下記「組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法」により算出された金額の金銭を支給します。かかる金銭の支給は、組織再編等承認日から20日以内に行われるものとします。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約

合併の効力発生日

(イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。)

会社分割の効力発生日

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画

株式交換又は株式移転の効力発生日

(エ) 株式の併合(当該株式の併合により対象取締役に關する基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。)

株式交換又は株式移転の効力発生日

(オ) 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得

会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(カ) 当社株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。)

会社法「最終交付株式数の算定方法」

次の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定します。

〔最終交付株式数の算定方法〕

次の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定します。

最終交付株式数(1、2、3、4) = (a)基準交付株式数 × (b)株式交付割合 × (c)在任期間比率

- 1 計算の結果、100株未満の端数(小数点も含みます。)が生じた場合には、これを切り上げます。
- 2 当社株式の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、最終交付株式数を併合・分割の比率を乗じて調整します。
- 3 対象取締役に交付する当社株式の総数が年間80,000株を超える場合又は対象取締役に交付する当社株式に係る報酬額の総額が年額75,000,000円を超える場合には、各対象取締役の最終交付株式数を按分比例により各上限を超えないよう減少させます。
- 4 個人別の交付株式数の上限及び報酬額の上限は次のとおりとし、計算の結果これを超過する場合には、最終交付株式数は交付株式数の上限数、支給する報酬額は報酬額の上限金額とします。なお、必要がある場合には上記 3の調整を行います。

役位	交付株式数の上限数	報酬額の上限金額
代表取締役	4,800株	30,000,000円
代表取締役以外の取締役	3,600株	22,500,000円

(a) 基準交付株式数

各対象取締役に係る基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、以下のとおりとします。

役位	基準交付株式数
代表取締役	4,000株
代表取締役以外の取締役	3,000株

(b) 株式交付割合

株式交付割合は、連結営業利益を用いるもの(以下「指標A」といいます。)、連結ROEを用いるもの(以下「指標B」といいます。)、及び親会社の株主に帰属する当期純利益を用いるもの(以下「指標C」といいます。)の3種類の指標を用いて、以下の計算式により算出する割合とします。

(指標Aに係る支給率 + 指標Bに係る支給率 + 指標Cに係る支給率) ÷ 3

なお、第30期の本制度においては、各指標の目標値を以下のとおり設定し、これをもとに株式交付割合を定めております。

指標の種類	目標値(連結)
連結営業利益	17億5千万円
連結ROE	14%
親会社株主に帰属する当期純利益	33億円

(2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期の合計額)

指標A

指標Aは、評価期間の最終日を含む事業年度(2026年3月期)に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載される連結営業利益(以下、単に「連結営業利益」といいます。)とします。指標Aの支給率は、連結営業利益に応じて、次のとおりとします。

連結営業利益	支給率
14億円以下の場合	0%
14億円超15億7千5百万円以下の場合	80%
15億7千5百万円超17億5千万円以下の場合	90%
17億5千万円超19億2千5百万円以下の場合	100%
19億2千5百万円超21億円以下の場合	110%
21億円超の場合	120%

指標B

指標Bは、評価期間の最終日を含む事業年度(2026年3月期)に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づき算出される連結ROE() (以下、単に「連結ROE」といいます。)とします。指標Bの支給率は、連結ROEに応じて、次のとおりとします。

連結ROE	支給率
11.2%以下の場合	0%
11.2%超12.6%以下の場合	80%
12.6%超14.0%以下の場合	90%
14.0%超15.4%以下の場合	100%
15.4%超16.8%以下の場合	110%
16.8%超の場合	120%

()連結ROEは、以下の式により算定されます。

$$\text{連結ROE} = (\text{親会社株主に帰属する当期純利益} \div ((\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2)) \times 100$$

自己資本 = 純資産合計 - 新株予約権 - 非支配株主持分

指標C

指標Cは、評価期間に含まれる各事業年度(2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期)に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載の親会社の株主に帰属する当期純利益の合計額(以下単に、「親会社の株主に帰属する当期純利益」といいます。)とします。指標Cの支給率は、親会社の株主に帰属する当期純利益に応じて、次のとおりとします。

親会社の株主に帰属する当期純利益	支給率
25億4千万円以下の場合	0%
25億4千万円超29億7千万円以下の場合	80%
29億7千万円超33億円以下の場合	90%
33億円超36億3千万円以下の場合	100%
36億3千万円超39億6千万円以下の場合	110%
39億6千万円超の場合	120%

(c) 在任期間比率

在任期間比率 = 在任月数 / 36

在任月数は、評価期間中に対象取締役が当社の取締役として在任した月の合計数をいいます。

ただし、(ア)評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任したことにより対象取締役に加えられた者については、就任した月の初めから在任したもとして在任期間比率を算定します。また、(イ)評価期間の途中で当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した対象取締役については、退任した月の末日まで在任したもとして在任期間比率を算定します

[組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法]

組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法は以下のとおりとします。

組織再編等の場合の支給金額(1、2、3、4) = (a)基準交付株式数 × (b)対象期間比率 × (c)基準株価

1 計算の結果、1円未満の数が生じる場合、これを切り上げます。

2 当社株式の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて

調整されます。

3 対象取締役に支給する金銭の総額が、年額75,000,000円を超える場合には、各対象取締役に對する支給金額を按分比例により当該上限を超えない

ように減少させます。

4 個人別の報酬額の上限は次のとおりとし、計算の結果これを超過する場合には、支給する報酬額は報酬額の上限金額とします。なお、必要がある

場合には上記 3の調整を行います。

役位	報酬額の上限金額
代表取締役	30,000,000円
代表取締役以外の取締役	22,500,000円

(a) 基準交付株式数

各対象取締役に係る基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、以下のとおりとします。

役位	基準交付株式数
代表取締役	4,000株
代表取締役以外の取締役	3,000株

(b) 対象期間比率

対象期間比率 = 組織再編等までの月数 / 36

組織再編等までの月数は、評価期間開始日の含まれる月(評価期間の途中で当社の取締役に就任した対象取締役については、当社の取締役に就任した日が含まれる月)から組織再編等承認日が含まれる月までの月数の合計数をいい、組織再編等承認日又は新たに取締役に就任した日が月の途中の場合でも当該月は1か月として計算します。

(c) 基準株価

基準株価は、組織再編等承認日の東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理本部で行っており、取締役会の資料は、原則として、管理本部より事前配布し、社外取締役が十分な検討をする時間を確保するよう努めるとともに、必要に応じて事前説明を行っております。当社は、監査等委員である取締役役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、協議のうえ使用人を置くこととしております。また、主として常勤の監査等委員が各取締役や重要な使用人との面談及び各事業部門に対する監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行うとともに、その結果を監査等委員会に報告することで、監査結果の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は社外取締役4名を含む取締役8名で構成し、定例の取締役会は毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、取締役会規程に定める付議事項に定める重要事項や、その他取締役が必要とする事項の決議並びに重要な報告を行っております。

また当社は、監査等委員会を設置しており、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役(うち常勤1名)で構成しております。各監査等委員である取締役が取締役会に、常勤監査等委員がその他社内会議に出席するほか、各取締役や重要な使用人との面談、及び社内各部署の業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

さらに、組織上は代表取締役直轄の独立部署である内部監査室が、監査等委員会および代表取締役の指示に基づき、定期的に主要拠点の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行っております。また、その結果は監査等委員会および代表取締役に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用されております。

取締役の報酬に関する事項、取締役の選任等に関する事項については、取締役会の下に任意の諮問機関である指名・報酬委員会(6名で構成。うち、社外取締役4名)において検討・審議することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、経験が豊富で各業務に精通した人材を取締役に登用しており、各人が相互に業務執行状況等を牽制する経営執行、管理体制としております。また、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)により監査等委員会を設置し、取締役の業務執行の適正性および適法性を監査し、経営への監視機能が有効な体制を整備している体制となっております。以上により、経営の監視機能は十分働いていると考え、現行体制においてコーポレート・ガバナンス、意思決定等は適正に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会議案の内容を十分に検討して頂けるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページにおいても早期に開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月開催の第27期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月開催の第28期定時株主総会より、議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年6月開催の第28期定時株主総会より、英文での提供(開示)を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算、期末決算発表後に決算説明会を実施しており、代表取締役が業績や経営戦略等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用サイトを設置し、適時開示資料やIR資料を掲示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、適時開示およびIRについては経営管理本部を中心に行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の実施や決算短信ほか適時開示資料の当社ホームページへの掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容やビジネスモデルの理解促進を積極的に取り組んでいく予定としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を企業行動規範(グループ共通規程)として当社が定め、周知徹底する。
 - ・当社及び当社子会社は、内部通報規程(グループ共通規程)に基づく内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・当社は、内部監査部門として、組織上は代表取締役直轄の独立部署である内部監査室が、監査等委員会および代表取締役の指示に基づき、定期的に当社各部門及び当社子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行うものとする。また、その結果は監査等委員会および代表取締役に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用される。
 - ・当社及び当社子会社は、当社が設置したリスク・コンプライアンス委員会によって、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- b. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社は、取締役会規程、稟議規程等に基づき取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
 - ・当社および当社子会社の取締役、監査等委員および監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できる。
- c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、リスク管理規程(グループ共通規程)を制定するとともにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社子会社のリスクを一元的に把握、管理することとし、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- d. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、3か月に1回以上、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
 - ・執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
- e. 当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、当社グループという)における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は、子会社の営業成績、財務状況及びその他重要な情報について当社取締役会で報告することを求める。
 - ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理規程(グループ共通規程)に基づき当社子会社にリスク管理を実施することを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・当社は、当社子会社を含めたりスク管理を担当する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のリスク管理とその推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- ハ. 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、当社子会社の独立性を尊重しつつ、3か月に1回以上、定例の取締役会を開催させるほか、必要に応じて随時に開催させ、重要事項の審議及び決定をさせる。
- ニ. 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合するための体制
- ・当社は、当社子会社にその役員及び使用人が、企業行動規範(グループ共通規程)に基づく業務遂行及び個人として遵守すべき行動を実行し、社会から信頼される企業となる体制を構築させる。
 - ・当社は、当社子会社に、その役員及び使用人等の組織的又は個人的な法令違反行為、不正行為(以下「不正行為等」という)に関する相談又は通報のためのホットラインの運用を義務付け、不正行為等の早期発見と是正を図る体制を構築させる。
 - ・当社の監査等委員および内部監査部門は、当社子会社の業務の適正性について調査する。
- フ. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置することができる。
 - ・監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ・監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
- ク. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ・監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - ・監査等委員である取締役は、直接、定期的に内部監査室から報告を受ける。
 - ・取締役および使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
 - ・当社グループの取締役、使用人および当社子会社の監査役は、内部通報制度を利用し監査等委員へ報告することができ、監査等委員は必要に応じて当社グループの取締役、使用人および当社子会社監査役に対し報告を求めることができる。
 - ・取締役および使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- ケ. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、報告を行った通報者に対し、内部通報規程(グループ共通規程)に基づき当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。
- コ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - ・監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ・監査等委員会は、内部監査責任者を監督、指示するとともに、会計監査人と必要に応じ相互に情報交換など連携を強め、監査の実質的向上を図る。
- サ. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- シ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とし、企業行動規範に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制図



